

武蔵小杉合同法律事務所



「全員職場復帰」JFE スチール・共和物産不当解雇事件
(2011 年 11 月 1 日)

NEWS
VOL.4
2012.01

新年に寄せて ～明日の希望を見いだす

「恣意、不法というハイドラ(九首の蛇)が首をもたげるとき、誰しもがこれを踏み砕く使命と義務を有する」(『権利のための闘争』岩波文庫 86 頁)

昨年 11 月 1 日、JFE スチール・共和物産不当解雇訴訟が、原告 4 人全員職場復帰という画期的な勝利和解で解決しました。2008 年秋の金融危機以降、「非正規切り」が横行し、この不法を許さない「権利のための闘争」が全国で始まりました。私たちの裁判の一つであり、原告らは自らの使命と義務を果たしたのでした。

格差や貧困が広がる中、「権利のための闘争」が世界中で展開され、その中で新しい連帯が生まれつつあります。NY ウォール街のデモに参加したジャー

ナリストのナオミ・クラインは述べています。

「私がここで気に入ったプラカードは、『I CARE ABOUT YOU』(あなたのことを気遣っています)というものです。互いの視線を避けることを教える文化、『あいつらなんか死んでしまえ』と平気で言うような文化にあって、このスローガンは真の意味でラディカルなものです。」(『世界』2011 年 12 月号 128 頁)

権利のための闘争、傷ついた他者への気遣い、そこから生まれる「連帯」。

困難な時代ですが、そこに希望を見だし、明日を展望したいと思います。



しとこと



ある労働事件

Aさんはある会社で正社員として働いていましたが、B社の募集広告をみて面接を受け、正社員として採用されました。会社から送られてきた「雇用条件確認書」には「試用期間1ヶ月、その間は時給制」の記載がありましたが、ごく普通のことなので気にしませんでした。

ところが、B社は一ヶ月経ってもAさんを正社員にしません。実は「試用期間1ヶ月」というのは嘘で、Aさんの身分は雇用期限1年のパート・契約社員でした。会社は「成績がよければ正社員の道もある」と言いますが、これは本来の意味の「試用期間」とはほど遠いと言わざるを得ません。安定した正社員の地位を選んで入社したのに、不安定な非正規雇用の立場に置かれてしまったのだから、Aさんの怒りは当然のものです。とりわけAさんは正社員であった前職を投げ打って転職したのですから、なおさらだといえるでしょう。

不正に対して黙ってはいけません。昨年10月、Aさんは、説明義務違反に基づく不法行為を理由として、B社に対して損害賠償請求訴訟を提訴しました。様々な問題が詰まった事件であり、全力を挙げて取り組む所存です。

弁護士 神原 元



今年の抱負

被災したみなさま、並びに、原発被害に遭われているすべての方々にお見舞い申し上げます。世界中に放射能を撒き散らしてしまった今、それでもなお原発を維持しようとする選択などあり得ないと思いますが、果たしてどうなるのか。被害回復のあり方も含めて、今年は、この国の将来を方向づける重要な1年になるはずです。

とはいえ、私自身はこれまで8年間取り組んできたチチハル遺棄毒ガス事件がいよいよ東京高裁で証人尋問、結審そして判決を迎えます。必ず勝訴して解決を導くことに全身全霊を注ぎたいと思います。また、教科書問題も、育鵬社の「公民」が神奈川県内でたくさん採択されてしまった以上、今後も腰をすえて取り組んでいかなければなりません。人類が多年を費やして獲得した個人の尊厳という価値を軽んじ、子どもに従順だけを教え込もうとするような教科書を、放っておくわけにはいきません。さらに、昨年より神奈川労働弁護団の事務局長という、私の実力を超える仕事も引き受けました。その責任も全うしたいと思います。あれもやりたい、これもやりたい。一日が48時間あったらいいのに……。今年も宜しくお願いいたします。

弁護士 穂積 匡史



99%の側に立って

昨年夏、最低賃金を時給1000円以上に引き上げることを求めて、神奈川県内の原告68名が横浜地方裁判所に行政訴訟を提訴しました。神奈川県の最低賃金は現在836円、1日8時間、月20日間働いても税込み月収13万3760円です。これは、生活保護水準をも下回っており、社会保険料や税金を控除した手取り10万円程度の収入では、最低限の生活費をまかなうことすら困難です。一日18時間、過労で体を壊すほど働いても月の手取りが10万円というタクシー運転手の方や、月に12万円程度の収入では子どもを養えず、夜間や休日にアルバイトをかけもちしているシングルマザーの方など、原告の方々の厳しい生活実態を聞くにつけ、憲法が保障する人間らしく生き、働く権利が踏みにじられている現実には愕然とします。日本では年収200万円以下の働く貧困層（ワーキングプア）が増え続け、1100万人を超えています。

ウォール街で“We are the 99 percent”と声を上げた人々のように、この圧倒的な不正義を告発し、社会を変えていく一助となるべく、今年も、最賃裁判をはじめ、99%の側に立って力を尽くしていきたいと思っています。

弁護士 鈴木 麻子

J F E スチール・共和物産不当解雇訴訟 全員職場復帰、完全勝利和解

事務所を挙げて取り組んできた、
J F E スチール・共和物産不当解雇訴訟で
昨年 11 月、全員職場復帰が実現しました。

「ロッカーを整理してカギと通門証を置いて帰れ」

2009 年 3 月末、J F E スチールの下請会社である共和物産の契約社員 20 名が、一斉に雇止めをされました。リーマンショックを口実にした非正規切りが横行する中、共和物産は、のちに原告となる 4 名に対して、解雇予告もなく、突然口頭で「ロッカーを整理してカギと通門証を置いて帰れ」と即日解雇を宣告しました。

4 名は、形式上契約期間 3 か月の契約社員でしたが、8～17 年にわたり契約更新を続けており、実質的に期間の定めのない雇用が成立していました。4 名はいずれも川崎地域合同労組の組合員でしたが、中堅の契約社員 12 名中、原告 4 名を含む組合員 5 名は全員クビ、非組合員 7 名は雇用継続という事実から、組合員を狙い打ちした不当解雇であることは明らかでした。さらに、原告 2 名は、親会社である J F E スチールの指揮命令下で違法な偽装請負に従事させられていました。

裁判へ―広がる支援活動

解雇直後に弁護団が結成され、2009 年 7 月 31 日、原告 4 名は、共和物産及び J F E スチールを相手に地位確認と慰謝料請求を求めて横浜地方裁判所川崎支部に提訴しました。2008 年末以降、全国で提訴された同種の派遣切り、期間工切りの事件と同様に決して容易な事件ではありませんでしたが、裁判と並行して、組合や支援組織が会社側と自主交渉を継続。原告たちと一緒に働いていた J F E スチールの現役社員や、OB 社員などにも支援の輪が広がり、株主総会では J F E スチールの副社長から「早期解決を目指したい」との答弁も引き出しました。

全員職場復帰、完全勝利和解

2011 年 6 月、職場復帰を条件とする和解交渉が始まり、提訴から 2 年 7 か月、10 回の口頭弁論と 8 回の和解協議を経て、11 月 1 日、原告側の主張を全面的に受け入れた和解が成立しました。共和物産が雇止めを撤回して原告 4 名を職場に復帰させること、過去分の給与等として合計約 2900 万円の支払うこと、さらに、J F E スチールと共和物産が連帯して解決金を支払うことなどが取り決められました。



働く人の権利を守るたたかいの追い風に―

神奈川県内では、いすゞや日産、資生堂といった大企業とその下請け会社による違法な偽装請負、派遣切り、契約社員切りの裁判闘争が山場を迎えています。原告 4 名が職場復帰を果たした本件が、他事件の解決への追い風になることを期待しています。今回の勝利和解の背景には、原告 4 名の奮闘はもちろんこと、原告を物心両面で支えてきた労働組合、支援組織、J F E スチールの現役・OB 社員らによる強力な支援があります。これからも、人と人とのつながりを大切に、地域の皆さんとともに、働く人の権利を守るたたかいに取り組んでいきたいと思えます。

09 年 3 月末の「即日解雇」から 2 年 7 か月を経て、4 人全員職場復帰という画期的な勝利和解ができました。この勝利解決は、弁護士のみなさんが、法廷闘争で被告企業の主張を崩し、原告
有利の闘いが出来たからです。これまで、本当にありがとうございました。



(中井智さん／原告)

J F E、共和物産の職場の声を力にして、4 人を職場に戻す事が実現でき、職場では「やったね、すごいね」「長い間ご苦労さん、万々歳だね」と喜んでくれています。不当な解雇のない職場にするために、私たちも 4 人とともに頑張ります。

(丸山和良さん／J F E スチール・共和物産の無法とたたかう仲間を励ます会 事務局長)



全国に発信出来る、すばらしい勝利解決の内容だと思います。仕事に誇りを持って働く、これが人としての本来の姿ですが、4 割が非正規社員という、人としての尊厳を無視した今の雇用形態は異常です。安全・安心の雇用のルール作りのため、頑張っていきましょう。

(後藤薫さん／川崎地域合同労働組合 執行委員長)





事務局雑感

昨年は、大震災と原発事故を通じて、“当たり前”の大切さや、“知らない”ということの代償の大きさを痛感する一方、5月に訪れた石巻では、本当に多くの人が、自分のこととしてボランティア活動をしており、また、脱原発デモにもたくさんの参加者が集まりました。

社会に横たわる圧倒的な無関心と、隠れた社会への参加意欲、そのどちらもが表面化した年だったのかも知れません。本年がよりよい年になるよう、できることから少しずつ取り組んでいきたいと思っています。

事務局 鈴木杏子

昨年は変化の年でした。中立を装った無関心で知らんぷりしていた事を、業務に携わるにつれ、社会には想像を超える無数の（尚且つ酷い）問題が溢れていることを認識し、意識するようになった事。そうして感じたことや得た知識をどう消化していくのか、その方法が少しずつ変わってきたのではないかと思います。Twitter上でフォローする人の選択が変わったり、以前では考えもしなかった『デモ』に参加したり。今年もいい変化が起こるよう考えて行動していきたいです。

事務局 服部泰子



※ JR南武線 武蔵小杉駅から徒歩5分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、網島街道を北に向かって進行方向右側の歩道をお進み下さい。高架になっていますので、南武沿線道路を越えた所（動物救命救急センターの前）の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサピックス(学習塾)の青い看板が立っているビルの5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車でお越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。



本事務所ニュースは当事務所ので依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月にあたらしく武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。

法律相談予約受付中



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

tel.044-431-3541

<http://www.mklo.org/>